

◆◆◆ 運転免許の申請による取消し（自主返納）について ◆◆◆

申 請 内 容 と 手 続 き

○ 運転を継続する意思がなく、運転免許を返納したいという方のために、運転免許を申請による取消しができる制度です。

本人による申請が原則ですが、やむを得ない理由があり、代理人による申請を希望される場合は、事前に総合交通センターへお問い合わせください。

※ 事故や違反等により、行政処分や初心運転者講習対象になっている等、手続きできない場合があります。

◆ 申請場所

- ・ 総合交通センター1階16番窓口
- ・ 警察署交通課・・・高崎北・藤岡・富岡・大泉・館林・渋川・吾妻・長野原
- ・ 分庁舎・・・・・・・・大胡・下仁田・松井田・境・大間々
- ・ 交通安全協会・・・前橋東・高崎・伊勢崎・安中・太田・桐生・沼田

◆ 受付時間

月曜日～金曜日（休日を除く） 8：30～11：00
13：00～16：00

※ 分庁舎は、窓口の開設日や受付時間が異なります。
詳しくは、「運転免許証の各種申請窓口一覧表」をご確認下さい。

◆ 必要なもの

有効期間内の運転免許証

- ・ 運転免許証を紛失している場合は、再交付に必要な物（「再交付申請について」を参照）
- ・ 記載事項変更を伴う場合は、住所等を証明する書類（「記載事項変更の申請について」を参照）

※ 申請による取消し後、再び自動車等を運転したい場合は、運転免許試験を受験して再取得する必要があります。

※ 運転経歴証明書の交付を希望される方は「運転経歴証明書の申請等手続きについて」をご覧ください。

申請による取消しの手続きをとると、その場で運転免許証の効力はなくなります。
ご自身で車などを運転してお越しにならないようご注意ください。

以上のほか、手続きの詳細がお知りになりたい方は、下記へお問い合わせ下さい。

○ 更新、再交付、記載事項変更届、国外免許関係、申請取消、経歴証明

運転免許課（免許係）

027-253-9300

月曜日～金曜日（休日を除く）

午前8時30分～午後5時15分まで